

令和4年2月22日

つくば市長 五十嵐立青様

つくば市特別職報酬等審議会
会長 白井哲哉

つくば市議会議員の報酬及び政務活動費の額について

令和3年6月21日に諮問がありましたこのことについて、別紙のとおり答申します。

【別紙】

本審議会は、つくば市特別職報酬等審議会条例第2条の規定に基づき、市長より本審議会に対して、つくば市議会議員の議員報酬及び政務活動費の額について、市長から諮問がありました。

これを受けた本審議会は、市議会議員の議員報酬及び政務活動費の額について委員相互の意見交換を行い、次のような意見が出されました。

【議員報酬について】

- ・議員の活動量を定量的な指標で評価することは難しいが、経年比較や他自治体との比較でみると、ここ数年は突出しているものではなく、落ち着いている印象である。
- ・議員の成り手がいないのであれば、その報酬を増額するなどして魅力的なものにすることも検討すべきであるが、他の自治体と比べつくば市は議員定数に対する候補者数が多く、倍率も高いため、成り手不足というわけではない。
- ・議員報酬は、他の特例市や近隣市町村と比べ、やや下位にある。
- ・つくば市の人口は増加傾向であり、他の特例市や近隣市町村と比べ、議員1人当たりの市民（人口）の割合も多く、今後も増加の見通しである。こういった指標も勘案して増額を検討すべきである。
- ・つくば市は先進的な取組み、新たな課題への取組みを積極的に進める自治体であり、議員にはそれ相応の活動を行ってほしい。この期待も込めて、将来的には、増額について検討すべきである。
- ・前回の開催が平成13年度であり、その当時の記録もさほど残っておらず、今回見直すに当たっての「議員報酬のあり方」や基準がない中、適正な額について審議を行うのは難しい。まずは、「議員報酬のあり方」や基準を議論すべきである。
- ・コロナ禍により経済・税収への影響が顕在化する中、本市の財政状況が厳しい状況である。中長期財政見通しでは、税収が回復する見通しであるが、現時点では経済の先行きが不透明な状況であり、将来推計はどうなるかわからない。また、現在の社会経済・雇用情勢、市民感情等を総合的に

勘案し、現時点では据え置くことが適當と考える。

- ・今回、額については据置きが妥当と考えるが、額の見直しの機会を定期的に設ける必要がある。経済状況の変化を見込むと、次の開催は2年以内とすることが適當である。
- ・額の議論とはずれるが、議員が自己都合、疾病その他の事由により、長期欠席した場合でも報酬が支払われ続けることは、そういう事象が起こらないだろうという性善説にたっている。現に他の自治体でそういった議員がいる以上、つくば市においても起こり得ることである。議員が自己都合、疾病その他の事由により、市議会の会議等を長期間欠席した場合は、一定の基準により報酬を減じた額とする制度を整備することが望まれる。

【政務活動費について】

- ・政務活動費の額については、市議会議員同士で、その在り方や支出範囲、額についての議論を深めていただくとともに、政務活動の実態を審議会でよく把握する必要がある。
- ・政務活動費を返還する会派、満額支出する会派、どちらが政務活動をより行っているかの評価は難しく、経費計上することに慎重である、実際にはより多くの額を支出しているが交付額分しか経費計上していない、などのことが推測される。
- ・増額、あるいは減額を検討する際には、多く支出している会派と、返還をしている会派とで、政務活動に必要な支出とは何か、支出範囲はどうか、額は適正か等、政務活動の実情を議論、把握してから、その適正額を審議すべきであろう。

本審議会としましては、これらの意見を踏まえて慎重に検討を行った結果、現行の市議会議員の報酬（議長、副議長、議員）及び政務活動費の額は、『据置きとする』との結論に達しました。

また、付帯意見として、『(1) 本審議会を定期開催とすること。(2) 社会情勢の変化等を踏まえ、次の審議会を2年以内に開催し、市議会議員報酬の額及び政務活動費の額について検証すること。(3) 政務活動費の額については、市議会議員同士で、その在り方や支出範囲、額についての議論を深めること。(4) 議員

が自己都合、疾病その他の事由により、市議会の会議等を長期間欠席した場合における議員報酬の額について、なんらかの基準により減じた額の支給とする制度について検討すること。』を申し添えます。

答申

1 市議会議員報酬の額について

- (1) 議長 据置きとする。 (547,000円)
- (2) 副議長 据置きとする。 (480,000円)
- (3) 議員 据置きとする。 (447,000円)

2 政務活動費の額について

据置きとする。 (会派の所属議員数に月額3万円を乗じて得た額)

3 付帯意見

- (1) 本審議会を定期開催とすること。
- (2) 社会情勢の変化等を踏まえ、次回の審議会を2年以内に開催し、市議会議員報酬の額及び政務活動費の額について検証すること。
- (3) 政務活動費の額については、市議会議員同士で、その在り方や支出範囲、額についての議論を深めること。
- (4) 議員が自己都合、疾病その他の事由により、市議会の会議等を長期間欠席した場合における議員報酬の額について、なんらかの基準により減じた額の支給とする制度について検討すること。